

フォレストック認定制度規定集及び森づくりにおける森林吸収源・生物多様性等評価基準の一部改正について

一般社団法人フォレストック協会は、令和4年9月28日、「フォレストック認定制度規定集」及び「森づくりにおける森林吸収源・生物多様性等評価基準」を下記の通り改正することとしました。

記

1 改正趣旨

昨今、クレジットの販売状況が年々増加の一途をたどっていますが、従来、クレジットの譲渡可能期間（販売可能期間）は認定期間内に限り譲渡が可能であり、5年間の認定期間が終了した場合には残余クレジットは無効化されるため、特に認定期間後半に創出されるクレジットは販売期間が短くなり、販売機会の喪失につながっていました。販売機会の確保や、購入クレジットの選択肢の拡大など、国内におけるクレジット取引をより活発化させること及び認定取得の手続き簡略化を趣旨として、フォレストック認定制度規定集の一部改正を行いました。

また、森林吸収源（CO₂吸収量）の算定・確定において最新の各種係数による算出を実施するため、森づくりにおける森林吸収源・生物多様性等評価基準の一部改正を行いました。

2 主な改正概要

(1) 譲渡可能期間（販売可能期間）の変更

フォレストック認定期間は5年間と変わらず、クレジットの譲渡可能期間（販売可能期間）のみ、従来の5年間から10年間へ変更となりました。令和4年10月1日現在の認定取得者は現在の認定期間であるフォレストック認定日から自動的に10年間を譲渡可能期間と改めます。

例) 令和2年8月1日に認定取得をした認定取得者は、フォレストック認定期間は変わらず令和7年7月31日までとなりますが、令和12年7月31日までクレジットは譲渡販売可能となります。

(2) 認定取得書類の一部廃止

フォレストック認定制度の資料請求書、フォレストック認定証等受領書は廃止となりました。

(3) 森林吸収源（CO₂吸収量）の算定において用いる各種係数の参照元の変更

従来の京都議定書3条3及び4の下でのLULUCF活動の補足情報に関する報告書等で公表された数値から、日本国温室効果ガスインベントリ報告書等で公表された数値によることへ変更となりました。

3 改正日及び適用日

改正日 令和4年10月1日、同日適用

以上